

現行；

第 3 条 本法人の役員候補者は、次の各号の者とする。

(1) 理事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して 3 年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。

(2) 監事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して 10 年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。

(3) 役員の任期中に満 71 歳を迎える社員は、役員候補者になることはできない。

改正後；

第 3 条 本法人の役員候補者は、次の各号の者とする。

(1) 理事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して 3 年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。

(2) 監事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して 10 年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。

(3) 役員任期中に理事は満 71 歳、監事は満 75 歳を迎える社員は、役員候補者になることはできない。

以上